

議案第 27 号

北本市南部地域整備基金の設置、管理及び処分に関する条例
の一部改正について

北本市南部地域整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を
次のように改正する。

平成 26 年 6 月 5 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市南部地域整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一
部を改正する条例

北本市南部地域整備基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成 1
5 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 3 号中「首都圏中
央連絡自動車道桶川インターチェンジ（仮称）周辺地域」を「首都圏中
央連絡自動車道桶川加納インターチェンジ周辺地域」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第27号参考資料

北本市南部地域整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(処分) 第6条 市長は、次の各号の<u>一</u>に該当する場合において、基金の全部又は一部を処分することができる。 (1)・(2) 略 (3) <u>首都圏中央連絡自動車道桶川インターチェンジ</u> (仮称) <u>周辺地域</u>の都市基盤整備の財源に充てるとき。 (4) 略</p>	<p>(処分) 第6条 市長は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合において、基金の全部又は一部を処分することができる。 (1)・(2) 略 (3) <u>首都圏中央連絡自動車道桶川加納インターチェンジ</u> <u>周辺地域</u>の都市基盤整備の財源に充てるとき。 (4) 略</p>